# 新市の設置選挙（津市長選挙・津市議会議員選挙）について

## ①　選挙期日

平成１８年1月１日の津市ほか９市町村の合併に伴う津市長選挙及び津市議会議員選挙の選挙期日について、合併関係市町村の選挙管理委員会委員の協議により、以下のとおり内定しました。

告示日　　平成１８年1月２９日（日）
投票日　　平成１８年2月　５日（日）

正式には、平成１８年1月1日（日）開催予定の暫定選挙管理委員会（合併関係市町村の選挙管理委員４０名の互選により選出される４名の委員で構成）において決定される予定です。

## ②　標語募集

新市の設置選挙について、広く投票への参加と明るくきれいな選挙の推進を呼びかける啓発活動の効果を高めるため、設置選挙で統一的に使用する「標語」の募集を行います。

| | |
|---|---|
| 1標語の内容 | 設置選挙の投票参加や明るい選挙の推進を呼びかけるもの |
| 2募 集 資 格 | 新「津市」の区域内に住所を有する方 |
| 3募 集 期 間 | 平成１７年１０月１日から同月２１日まで |
| 4賞　品　等 | 最優秀作品 １点（1万円分の図書カード）<br>優秀作品　 10点（３千円分の図書カード） |
| 5周　知　等 | 詳細について、１０月１日号の合併協議会だよりで周知を行います。 |

## ③　ポスター掲示場の設置

新市の設置選挙におけるポスター掲示場については、公職選挙法施行令第１１１条第３項に定める基準に従い、かつ、各投票区の特性を考慮し、以下のように設置する見込みです。

| | |
|---|---|
| 1法定設置箇所数 | ９５２箇所 |
| 2設置可能見込み数 | ５５０箇所（平成１７年9月１日現在） |
| 3減 数 箇 所 数 | ４０２箇所 |
| 4減　数　割　合 | ４２．２％ |
| 5減数を行う主な理由 | 投票区の大部分が山間部である、市街地で設置が物理的に困難であるなど、投票区の地勢、交通の特殊性などにより、通常の算定基準に従って設置することが困難あるいは不必要なため。 |